

はじめに

平成28年8月、中学校2学期の始業式の翌日、青森市立中学校の女子生徒が自ら命を絶つという痛ましい事案（以下、「本事案」という）が発生した。

いじめが背景にあることを疑わせる遺書も発見されたことから、青森市教育委員会（以下、「市教委」という）は、速やかに、附属機関として設置していた青森市いじめ防止対策審議会（以下、「審議会」という）に、本事案の調査について諮問をし、審議会も直ちに調査を開始した。しかし、まとめられた「報告書（案）」の内容に関して、遺族より疑問が呈され、新たな委員による再検討が求められたことから、新たに委員6名が任命された上で、審議が再開され、本報告書は完成に至った。

再開された審議は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という）第30条第2項のいわゆる再調査ではなく、同審議会による法第28条第1項の調査であり、その意味で、新たな委員による審議会は、調査資料は引き継ぎつつ、しかし、委員が交代した経緯を踏まえ、「報告書（案）」には一切頼らず全く新たに一から報告書を作成することとした。したがって、審議会は、本報告書の作成過程で、当初の審議会及び「報告書（案）」の問題点についての検証を行っておらず、本報告書において、この点についての指摘することはできないが、ご遺族に対しては、少なくとも、この過程の中で、深く傷つけてしまったことについて、また、調査の開始から報告書の完成まで多大な時間を要したことについてお詫びするとともに、報告書の完成まで我慢を重ねて時間的猶予を与えていただき、傷つきを抱えながらも委員交代の前後を通じ多数回にわたる聴き取りに応じていただいたことに感謝申し上げたい。

法は、いじめを背景とした自殺等の痛ましい事件が繰り返されることに対する危機感から、いじめの早期発見、防止、対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年に制定された。中でも、いじめにより死亡する等の重大事態に対して、これまで、遺族・家族が、一番の当事者であるにもかかわらず、裁判以外に事実を明らかにし、真実を知る手段がなかったことを踏まえて、組織を設けて、これを調査するというしくみを設けることとした。調査について、法は、事態への対処と再発防止のための事実解明と規定しているが、こうした法制定の経緯を踏まえると、調査における事実解明（当事者、関係者からの十分な事情聴取や資料の分析による根拠に基づく事実認定）は、事実・真実を知りたいと思う遺族等の気持ちに応えるものでもあることには十分留意されるべきである。

近年、こうした組織による調査の数も増えてきているが、中には、ことさらに再発防止を強調し、事実解明をその範囲に留め、遺族が求める事実解明を後退させまたはおろそかにしている例も見受けられるところである。再発防止は、しっかりとした事実解明があってはじめて提案できるものであり、審議会としても自戒をし、これを十分踏まえて本事案に携わってきた。もともと、調査に制約もあり、十分これを達成できたかどうかについて課題も残るが、こうした法制定の背景、法の趣旨、調査の意義を踏まえて、第三者的な立場から、公正な調査を実

施し、これを踏まえての調査を行い提言を取りまとめた。

調査の中で、学校においては、児童生徒の人間関係が形や組み合わせを変えながら変化していく中で、端緒を見つけて児童生徒の苦痛を把握し、背景にいじめがあるのではないかという観点から出来事を見立て、早期にかつ継続的に介入する専門の組織（学校いじめ防止対策組織）が必要であることが明らかになっている。もちろん、生徒の人間関係をめぐる問題は、既存の組織でも取り扱われており、（教員は皆知っているという意味で）情報の共有はなされている。しかし、これは、一見組織として対応しているようにもみえるが、実は、担当教員が引き続き対応するというにとどまり、うまく対応できるかどうかはもっぱらその教員の力量に依存するもので、その反面として教員の抱え込みの原因ともなっている。教師は、教育の専門家であり、教員の力量が発揮されるよう条件整備を図ることは好ましいが、いじめへの対応が（したがって、児童生徒の苦痛への対応が）、教員によって、また関係性の難易によって、うまくいったり、いかなかったりすることはあってはならない。法が、いじめ防止対策組織を学校に設置することを求めているのもそうした意味であり、かかる意味での組織を整えることは学校にとって急務である。

本報告書の問題点をあげるとすれば、関係生徒が中学校に在籍中にまとめることができなかつた点であろう。いじめは、時として、これを行っている児童生徒と、これを受けた児童生徒の間で重大性の意識・認識に大きな隔りがある。だからこそ、どこにでも起こりうるものであるし、だからこそ、いじめにより起こってしまった事態には、これを行った児童生徒が事実に向き合い、受けた児童生徒の苦痛を知ることが、事態の対処の意味においても、再発防止の意味においても大切になってくる。本来であれば、調査結果に基づいて、学校において、丁寧な教育的働きかけによりこうした開きを埋めていくことが必要であったが、生徒の卒業によって難しくなってしまった。困難は理解しつつも、市教委においては、この点は是非追求していつてもらいたいと思う。

本事案の検証において明らかになった教訓は、すべての学校において踏まえらるべきである。また、市の権限を越える問題についてもあえて言及した。末尾ではあるが、学校、市教委において、本事案を教訓として本報告書が活用され、また、国等においてもこれを是非受けとめて頂き、ひとりでも、いじめで苦しむ児童生徒がなくなることを期待し、少なくとも青森市内の学校において、もう二度と、こうした事態が起こることがないように祈念しつつ、改めて、亡くなられた生徒のご冥福を祈りたい。

平成30年8月

| | | |
|-----|-------|------|
| 会 長 | 野 村 | 武 司 |
| 副会長 | 伊 東 | 垂 矢子 |
| | 天 笠 | 崇 |
| | 中 谷 | 敬 明 |
| | 前 島 | 康 男 |
| | 和 久 田 | 学 |